

条例 第 2 3 号
令和 7 年 9 月 8 日

府中町情報公開条例をここに公布する。

府中町長 寺尾 光司

府中町情報公開条例

府中町情報公開条例（昭和 58 年条例第 10 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 行政文書の開示（第 5 条—第 17 条）
- 第 3 章 審査請求（第 18 条—第 21 条）
- 第 4 章 府中町情報公開・個人情報保護審査会（第 22 条—第 27 条）
- 第 5 章 雜則（第 28 条—第 32 条）

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を求める権利を保障することにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町政の公正な執行と町民の信頼を確保するとともに、民主的町政の一層の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされ

ることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求をするとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示を請求できるもの)

第5条 何人も、実施機関に対して、行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、実施機関が当該開示請求書の提出を要しないと認めるとときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する措置)

第7条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び一部を開示しない理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第13条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び全部を開示しない理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前2項の場合において、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第10条各号に掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該文書の全部又は一部を開示することができる期日を明らかにすることができるときは、その旨及び開示することができる期日を同項の書面に付記するものとする。

(開示決定等の期限)

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求があった日から15日以内に前条第1項から第3項までの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

4 実施機関は、震災、風水害等の発生その他やむを得ない理由により、開示請求に係る行政文書について、第1項に規定する期間内に開示決定等をすること及び開示請求があつた日から60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間を相当の期間延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示の実施方法)

第9条 実施機関は、第7条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに開示請求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。

2 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準じる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、開示請求に係る行政文書の開示をすることにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の開示に代えて、当該行政文書を複写したものにより、これを行うことができる。

(行政文書の開示義務)

第10条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示

請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 町の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が

行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、入札、交渉、涉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第12条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第13条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る行政文書について開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る行政文書に町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条及び第19条から第21条までにおいて「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第10条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第12条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとされた第三者が不在である等の理由により、第8条第1項に規定する期間内に当該第三者に対し意見書の提出の機会を与えることを通知することができないと認められるときは、

同項に規定する期間を相当の期間延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第16条 第5条の規定による請求に係る行政文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求に係る行政文書が第9条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第9条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この条例の規定は、行政文書のうち、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされている情報が記録されている部分については、適用しない。
- 4 この条例の規定は、町立図書館その他実施機関が定める施設において、町民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、府中町情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該行政文書の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 府中町情報公開・個人情報保護審査会

（府中町情報公開・個人情報保護審査会）

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するほか、実施機関の諮問に応じ情報公開制度の運営に関する重要事項について調査審議するため、府中町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員（以下この条において「委員」という。）は、5人とし、町長が他の実施機関と協議して任命する。

3 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮問した実施機関（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る行政文書の提示を求めることができる。

2 諮問機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、諮問機関その他の関係人（以下「審査請求人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

（意見の陳述等）

第24条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

（提出資料の閲覧）

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると

認められるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第26条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第27条 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

第5章 雜則

(情報提供施策の充実)

第28条 実施機関は、行政文書の開示を実施するほか、町民が必要とする情報を的確に把握し、町民が町政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報の積極的な提供等を行い、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第29条 町が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人（以下「特定出資法人」という。）は、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、特定出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 前2項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）について準用する。この場合において、第1項中「町が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人（以下「特定出資法人」という。）」とあるのは「指定管理者」と、「その保有する情報」とあるのは「その保有する情報（当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。）」と、前項中「特定出資法人」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(行政文書の管理等)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第31条 町長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の府中町情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開示請求があったものについて適用し、同日前にこの条例による改正前の府中町情報公開条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定による情報の公開の請求又は旧条例第11条の規定による情報の公開の申出があったものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第10条第1項の規定により設置された情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に第22条第2項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなす。

4 前項の規定により施行日に任命されたものとみなされる委員の任期は、第22条第3項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

5 施行日前に旧審査会にされた審査請求（不服申立てを含む。）に関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問がされたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

6 施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第10条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例の一部改正)

7 政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例（平成7年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「府中町情報公開条例（昭和58年条例第10号）」を「府中町情報公開条例（令和7年条例第23号）」に改める。

(府中町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

8 府中町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「情報公開・個人情報保護審査会」を「府中町情報公開・個人情報保護審査会」に改める。